

公共建築物木造・木質化推進事業実施要領

第1 趣 旨

地球温暖化防止に向けた森林吸収目標の達成と木材・木質バイオマスを活用した低炭素社会の実現が求められる中、公共建築物木造・木質化推進事業を実施することにより、地域の実情に応じて、その創意工夫に基づき、公共建築物等での県産材利用を促進する事業を実施し、間伐等の森林整備加速化と間伐材等の森林資源を活用した林業・木材産業等の地域産業の再生を図ることとする。

第2 事業の内容等

1 事業の種目、内容及び施設区分

事業の種目及び内容については「公共建築物木造・木質化推進事業補助金交付要綱」（平成24年3月30日林第659号。以下「交付要綱」という。）別表1のとおりとし、その施設区分については交付要綱別表2のとおりとする。

2 事業実施主体

事業実施主体については、「交付要綱」別表1のとおりとするほか、「合板・製材・集成材国際競争力強化・花粉総合対策交付金交付等要綱」（令和28年1月20日付け27林整計第232号農林水産事務次官依命通知。）別表、または、「林業・木材産業循環成長対策交付金実施要領」（令和5年3月30日4林政経第899号林野庁長官通知。以下「循環成長実施要領」という。）別表2に定めるとおりとする。

ただし、事業実施主体は、相当期間にわたって事業活動を継続し、かつ、規約等により適正な運営が行われることが確実であると認められる者に限る。

3 事業の対象経費

事業の対象経費については、合板・製材・集成材国際競争力強化・花粉削減総合対策実施要領（平成28年1月20日付け27林整計第237号林野庁長官通知。以下「国際競争力強化実施要領」という。）別表2、または、循環成長実施要領別紙1のとおりとする。

4 事業の採択基準等

事業の採択基準等については、国際競争力強化実施要領別表2、または、循環成長実施要領別表2のとおりとする。

第3 事業実施期間

当該事業は、単年度に完了することを原則とする。

第4 事業計画

1 全体事業計画の作成

この事業を実施しようとする者は、全体事業計画承認申請書（第1号様式）を作成し、これを知事に提出し、その承認を受けるものとする。

2 全体事業計画の変更

事業実施主体は、全体事業計画について、以下に定める重要な変更を行う場合は、全体事業計画変更承認申請書（第5号様式）を作成し、これを知事に提出し、その承認を受けるものとする。

ア 工種又は区分の1件当たりの事業費の増減。

イ 工種又は区分の新設・廃止

ウ 第2号様式の「個別指標」欄の変更

エ 第3号様式の各表における計画数量の減

3 全体事業計画作成に係る留意事項

ア 利用計画から見て事業の実施効果の発現が十分に見込まれるものであること。

イ 施設について、適切な出資金の確保や運転資金を含む資金計画、用地の手当の明確化等の観点から、当該計画が確実に実行されると認められるものであること。

ウ 森林法（昭和26年法律第249号）第5条に定める地域森林計画、同法第10条の5に定める市町村森林整備計画、当該地域に係る国、県又は市町村の土地利用に関する計画等に即したものであること。

エ 「環境負荷低減チェックシート（その他事業者向け）」（第4号様式）を記入の上、当該事業計画に添付すること。

第5 事業の実施

事業実施主体は、地域の実情に鑑み、過剰と見られるような施設等の整備を排除する等徹底した事業費の低減に努めるものとし、施設ごとの投入費用が原則として1施設につき上限40,000万円の範囲内で必要と認められるものであることとする。

3 施設整備等の一般的基準

（1）補助の対象となる事業費は、事業実施地域において使用されている単価及び歩掛りを基準として、当該地域の実情に即した適正な現地実行価格により算定するものとする。また、施設については当該地域において一般的に使用されている仕様を基準とし、規模、構造等についてはそれぞれの目的に合致させるものとし、経費の節減に努めることとする。

なお、補助対象とする建物に係る敷地整備の面積は、建坪面積のおおむね3倍以内とする。

（2）自力又は他の助成によって整備に着手した施設を当該事業に切り替えて対象とすることは、認めないものとする。

（3）個人施設若しくは目的外使用のおそれのある施設又は事業効果の少ない施設は、当該事業の対象としないものとする。

（4）施設等の設置に当たっては、原則として木造とし、使用する木材は、合法性の確認に当たり、「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成28年法律第48号）」に則するとともに、「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン（平成18年2月15日林野庁）」に準拠した「合法伐採木材」とする。

（5）施設費は、新築、新設又は新品の取得による事業のほか、既存施設及び資材の有効利用等からみて、当該地域又は事業の実情に即し必要があると認められる場合には、増築、改築、併設若しくは合体の事業又は古品古材の利用に係る事業を対象とすることができるものとする。

ア 施設の入替え（既存施設の全部又は一部を廃棄して、新築、新設又は新品の取得を行う事業をいう。以下同じ。）については、次のとおりとする。

（ア）対象経費は、事業費から既存施設の処分価格を控除した額とする。

（イ）施設の一部のみを入れ替える場合にあっては、既存施設の耐用年数等を十分考慮して実施するものとする。

イ 増築、改築、併設又は合体の事業については、次のとおりとする。

なお、既存施設の取壊しに係る経費は、補助の対象としないものとする。

（ア）増築

増築とは、新たに施設の面積、容積又は延長を増加することを目的として、既存施設に接続して施設の新築又は新設を行うことをいうものとし、増築に

よって拡大する部分が既存施設と同程度以上の構造及び仕様である場合に限り対象とするものとする。

ただし、既存施設と増築により拡張する部分の受益の態様が異なる場合はこの限りでない。

(イ) 改築

改築とは、既存施設の全部又は一部を取り壊した後、引き続きこれと用途、規模及び構造が著しく異ならない施設を設置することをいうものとし、既存施設の資材を活用することができる場合に限り補助の対象とするものとする。

(ウ) 併設

併設とは、他種の既存施設に接続して施設を設置することをいうものとし、既存施設の利用上支障がないと認められる場合に限り対象とするものとする。

(エ) 合体

合体とは、他種の事業と同時に合一して施設を設置すること又は二以上の事業実施主体が同種の事業を同時に合一して施設を設置することをいうものとし、設置しようとする施設の設置目的及び利用が阻害されず、かつ、それぞれの事業の固有の工事費又はそれぞれの事業主体が負担する工事費が区分され、共通する工事費が施設の規模、能力又は利用区分に応じて按分することが可能である場合に限り対象とするものとする。

なお、合体により施設整備を実施する場合の補助の対象となる経費と対象以外の経費の区分は、床面積、容積、施設の構造等を基準として実情に即した方法で行い、実施設計書において明らかにしておくものとする。また、実施設計費及び工事雑費はそれぞれの事業費の割合に応じて按分するものとする。

ウ 使用する古品古材は、新品新資材と同程度の耐用を有するものとし、購入価格は、適正に評価され、かつ、新品新資材の価格を下回るものとする。

(6) 以下の場合については、補助の対象とすることは認めないものとする。

ア 整備を予定している施設の規模等が、計画を達成する手段としては、過大であるもの。

イ 新技術を導入する場合であって、現地での事業効果の発現が十分に明らかでないもの。

第6 施設の管理

事業実施主体は、事業について厳正かつ的確な実施を期するとともに、事業の目的が十分達成されるよう事業完了後における運営管理に必要な措置を講ずるものとする。

(1) 管理主体（原則として事業実施主体とする。以下同じ。）は、補助金により取得し、又は効用の増加した財産等については、補助金の趣旨に即して適正に管理運営するものとする。

(2) 管理主体は、施設の管理運営状況を明確にするため、その種類、所在、構造規模、価格、得喪変更の年月日等を記載した台帳（第6号様式）を備えるものとする。

(3) 管理主体は、施設ごとに管理規程を定めて適正な管理運営を行うとともに、その更新等に必要な資金（償却引当金等）の積立てに努めるものとする。

(4) 事業実施主体が、普通地方公共団体である場合は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に定める指定管理者に管理を行わせることができる。

(5) 施設の処分等の取扱いについては、「補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準について（平成20年5月23日付け20経第385号農林水産省大臣官房経理課長通知）」に準じることとする。

- (6) 施設等の転用等の取扱いについては、「森林整備事業等の施行地等の転用等に伴う補助金等の返還措置要領（平成19年8月22日付け19林整整第315号林野庁長官通知）」に準じることとする。

第7 達成状況報告

事業実施主体は、実施要領第6の規定により、目標の達成状況を次により知事に報告しなければならない。

(1) 目標年度

目標年度は、国際競争力・木材供給基板強化対策にあつては、事業完了の翌年度から起算して3年目、林業・木材産業循環成長対策にあつては、事業完了の翌年度から起算して5年目とする。

(2) 調査年度及び提出様式

調査年度は事業完了の翌年度から目標年度までのすべての年度において行うものとし、各調査年度の翌年度の5月末日までに第7号様式により知事に報告するものとする。

- (3) 各年度計画に対し達成率が80%未満となった場合は、その要因及び目標の達成に向けた取組について別様に記載し、達成状況報告に添付するものとする。

なお、第9による改善措置等を実施する場合は、改善計画の作成をもってこれに代えることができる。

第8 事業評価

事業実施主体は個別の事業について「林業・木材産業循環成長対策交付金の事業評価実施要領」（令和5年3月30日付け4林政経第900号林野庁長官通知）により、次のとおり事前評価及び事後評価を実施するものとする。

(1) 事前評価

事業実施主体は、全体事業計画の作成及び全体事業計画の変更段階において、費用対効果分析による事業効果の測定を行い、第8号様式により第4による全体事業（変更）計画書（第2号様式）と同時に、知事に報告するものとする。

(2) 事後評価

事業実施主体は、目標年度において、事前評価を行った事業ごとに費用対効果分析による事業効果の測定を行い、第9号様式により第7による達成状況報告と同時に、知事に提出するものとする。

第9 改善措置等

知事は、事業実施主体が全体事業計画において個々に設定した指標の目標値の達成状況が低調な場合は、その原因を調査・分析するとともに、以下の必要な措置を講ずるものとする。

- (1) 低調である場合とは、次のア又はイのいずれかとする。

ア 全体事業計画に定める指標について、目標年度における目標値の達成率が70%未満である場合

イ 全体事業計画に定める指標について、目標年度までの期間における目標値の達成率が3年連続して70%未満となった場合又は、単年度で50%未満の場合

- (2) 知事は(1)のア又はイのいずれかに該当する場合には、事業実施主体によるその要因及び推進体制、施設の利用計画の見直し等、目標達成に向けた方策を内容とする改善計画の作成を含む目標達成に向けた措置（以下「改善措置」という。）を実施するものとする。

ただし、自然災害や社会的・経済的事情の著しい変化等予測不能な事態の場合を除く。

- (3) 事業実施主体は、改善措置を実施した場合は、国際競争力・木材供給基板強化対策にあつては、改善措置を実施した年度の翌年度から起算して3年間、林業・木材

- 産業循環成長対策にあつては、改善措置を実施した年度の翌年度から起算して5年間改善措置に対する達成状況を第7に準じて知事に報告するものとする。
- (4) 知事は、改善措置を実施しても、なお目標の達成率が50%未満である場合は、事業の中止または条件を付した事業の継続等の検討を行うものとする。

第10 補助指令前着手

- 1 事業の着手は、原則として補助の指令に基づき行うものとするが、当該年度内においてやむを得ない事由により、補助指令前に事業着手をしようとする者は、あらかじめ指令前着手届（第10号様式）を知事に提出しなければならない。
- 2 前項により届をした者は、次に掲げる制限を受けるものとする。
 - (1) 補助の指令を受けるまでの期間内に、天変地異等の事由により、実施した事業に損失を生じた場合、これらの損失は、事業実施主体が負担するものとする。
 - (2) 補助の指令の補助金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議の申し立てはできないものとする。

附則

この要領は、平成25年6月5日から施行する。

この要領は、平成29年4月3日から施行し、平成29年度事業の補助金から適用する。

この要領は、平成30年4月2日から施行し、平成30年度事業の補助金から適用する。

この要領は、令和2年4月1日から施行し、令和2年度事業の補助金から適用する。

この要領は、令和3年4月1日から施行し、令和3年度事業の補助金から適用する。

この要領は、令和4年4月1日から施行し、令和4年度事業の補助金から適用する。

この要領は、令和5年4月3日から施行し、令和5年度事業の補助金から適用する。

この要綱は、令和7年4月1日から施行し、令和7年度事業の補助金から適用する。